

## 公衆に著しく迷惑をかける暴力的な不良行為等の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則要綱

### 1 改正理由

公衆に著しく迷惑をかける暴力的な不良行為等の防止に関する条例（昭和39年秋田県条例第76号）の一部改正に伴い、所要の規定を整理する必要がある。

### 2 改正内容

題名及び第1条並びに別記様式第1号及び第2号中「公衆に著しく迷惑をかける暴力的な不良行為等の防止に関する条例」を「秋田県迷惑行為防止条例」に改めることとする。

### 3 施行期日

この規則は、令和2年4月1日から施行することとする。

秋田県公安委員会規則第1号

公衆に著しく迷惑をかける暴力的な不良行為等の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年3月13日

秋田県公安委員会委員長 塩谷 國太郎

公衆に著しく迷惑をかける暴力的な不良行為等の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則

公衆に著しく迷惑をかける暴力的な不良行為等の防止に関する条例施行規則（平成22年秋田県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><u>秋田県迷惑行為防止条例施行規則</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、<u>秋田県迷惑行為防止条例</u>（昭和39年秋田県条例第76号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p><u>公衆に著しく迷惑をかける暴力的な不良行為等の防止に関する条例施行規則</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、<u>公衆に著しく迷惑をかける暴力的な不良行為等の防止に関する条例</u>（昭和39年秋田県条例第76号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

別記様式第1号及び別記様式第2号を次のように改める。

指令秋公委 第 号  
年 月 日

様

秋田県公安委員会 印

## 指 示 書

秋田県迷惑行為防止条例第14条の規定により、次のとおり指示する。

事 業 者 (法人の場合は名称 及び代表者氏名)	
事業所の名称	
事業所の所在地	
指 示 事 項	
指 示 理 由	

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、秋田県公安委員会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、秋田県を被告として（訴訟において秋田県を代表する者は、秋田県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

指令秋公委 第 号  
年 月 日

様

秋田県公安委員会 印

## 事業停止命令書

秋田県迷惑行為防止条例第15条の規定により、次のとおり事業の停止を命ずる。

事業者 (法人の場合は名称 及び代表者氏名)	
事業所の名称	
事業所の所在地	
停止の期間	年 月 日から 年 月 日まで 日間
処分事項	
処分理由	

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、秋田県公安委員会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、秋田県を被告として（訴訟において秋田県を代表する者は、秋田県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

